

憲法に照らし「年金減額」の被害 「生活実態」を直視した判決を求めます

大阪高等裁判所第10民事部

裁判長 中垣内健治 殿

裁判官 國部 晴子 殿

裁判官 山本 陽一 殿

私たちは、年金引き下げが憲法に違反するとして提訴しました。

しかし、判決は、年金減額の被害、厳しい生活実態、女性の低年金など「原告らが主張するところを考慮したとしても」「上記主張は採用することはできない」とする不当なものになっています。

また、被告・国が一审答弁書で主張する「憲法25条の趣旨に依って具体的にどのような立法措置を講じるのかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられており（中略）裁判所が審査判断するのに適しない事柄」に付度したものです。

憲法がある。憲法に照らしての判断はどうか。また、世界でも日本でも、社会権規約の解釈はこの十数年で大きく発展しています。社会保障立法を、憲法や社会権規約に照らして検討してください。加えて、何より国の主張・立証に対してきちんと判断していただき、本裁判所が過去の最高裁判決にとらわれず、司法の独立・裁判官の独立を十分に発揮されて、憲法を活かした判決をくだされることを心より切望します。

氏 名	住 所

連絡先	全日本年金者組合京都府本部
	京都市左京区聖護院川原町4-13
	(財) 京都府教育会館別館1階
	☎ 075-761-3213

取り扱い団体